

## 総務文教委員長報告

総務文教委員長 梶 達矢

総務文教委員長報告を申し上げます。

今期定例会で当委員会に付託されました案件は、「議案第14号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について」ほか議案7件であります。

当委員会は、3月2日に委員会を開催し、慎重審査いたしました結果、議案8件については、いずれも原案のとおり可決すべきと決しました。

以下、審査の概要について、ご報告申し上げます。

---

まず、「議案第14号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について」は、災害弔慰金等の支給の認定について調査審議するため、医師、弁護士等からなる附属機関を新たに設置するため、所要の改正を行うものであります。

委員からは、第16条第3項に規定する「市長が適当と認める者」とはどのような者を想定しているのか、との質疑があり、理事者からは、内閣府が示す組織事例として医師、弁護士のほか、市職員、大学教授、医療ソーシャルワーカー等が例示されている、との説明がありました。

また、委員からは、発災後に委員を委嘱するとのことであるが、平時はどのような対応となるのか、との質疑があり、理事者からは、発災後速やかに委員を推薦してもらえるよう、医師会や弁護士会と事前に調整を行いたいと考えている、との説明がありました。

次に、委員からは、市職員が委員となることは実際に想定されるのか、との質疑があり、理事者からは、専門的知見が必要となるため、多くは医師や弁護士が中心となっている、との説明がありました。

また、委員からは、委員5人で対応可能なのか、との質疑があり、理事者からは、能登半島地震の事例を見ても委員5人の1班体制で滞りなく運営できていること、また、複数班体制にすることで認定の公平性確保に関し懸念点があることなどから、5人1班体制で行いたいと考えている、との説明がありました。

次に、委員からは、委員の委嘱について、大学教授や医療ソーシャルワーカーに対しても事前の調整を行う予定はあるのか、との質疑があり、理事者からは、現時点では大学教授や医療ソーシャルワーカーに対して具体的な推薦依頼を行うことは考えていない、との説明がありました。

また、委員からは、事前に委嘱する候補者のリストは作成するのか、との質疑があり、理事者からは、事前に候補者を把握しておきたいと考えている、との説明がありました。

さらに、委員からは、災害関連死の認定は災害弔慰金の支給に関わる重要な制度であり、医学や法律の専門的知見が必要であることから、発災後に早急に審査会を設置できる体制を整えてほしい、との意見や、今後は広域的な対応も検討してほしい、との意見がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

---

次に、「議案第15号 鳴門市事務分掌組織条例の一部改正について」は、令和8年度の市の組織・機構の見直しに伴い、所要の改正を行うものであります。

委員からは、スポーツ推進課を産業振興部へ移管することについては、スポーツを産業として位置付ける国の方針を踏まえたものか、との質疑があり、理事者からは、市民の健康増進などの取組みは従来どおり行いつつ、新たなスポーツ施設の整備も含め、経済や観光分野との連携を強化することも踏まえたものである、との説明がありました。

また、委員からは、スポーツ推進課の所管業務と学校教育における体育とは切り離して考えるとの理解でよいのか、との質疑があり、理事者からは、学校教育における体育については、引き続き教育委員会が所管する、との説明がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

---

次に、「議案第16号 鳴門市職員諸給与条例の一部改正について」は、人事院勧告に伴う職員の通勤手当の見直しを行うため、所要の改正を行うものであります。

委員からは、通勤手当について、今回の改正により自動車等の使用距離が60km以上100km未満の間で5kmごとの距離区分が新設されているが、実際に対象となる職員はいるのか、との質疑があり、理事者からは、新設する区分のうち60km以上65km未満の距離区分に該当する職員はいるが、それを超える距離区分に該当する職員はいないことから、手当額が増額となる職員は現時点ではない、との説明がありました。

また、委員からは、駐車場に係る通勤手当について、市が設けている職員用駐車場についても対象となるのか、との質疑があり、理事者からは、民間駐車場のみを対象としており、市が設けている職員用駐車場は対象外としている、との説明がありました。

さらに、委員からは、駐車場に係る通勤手当の支給内容について質疑があり、理事者からは、対象者は再任用職員及び会計年度任用職員を含む全職員であり、月額又は年額で契約している民間駐車場の利用料について、月額5,000円を上限として実際に負担した額の2分の1を支給するものである、との説明がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

---

次に、「議案第17号 鳴門市特別職の職員の給与及び旅費の支給に関する条例の一部改正について」は、特別職の職員の給与に関する法律等の改正に伴い、特別職の期末手当の引き上げを行うため、所要の改正を行うものであります。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

---

次に、「議案第18号 鳴門市生活支援未来応援基金条例の制定について」は、市民や事業者の生活を守り、将来の危機事象に備えて地域の未来を支えるため、新たに基金条例を制定するものであります。

委員からは、第3条第2項において基金に属する現金を有価証券に代えることができるとされているが、その判断基準は設けられているのか、との質疑があり、理事者からは、有価証券による運用は国債や地方債などの証券による運用となり、財政運営上すぐに現金として活用しにくい面があることから、当面使用する予定のない基金について運用することを想定しているものであり、今回新設する生活支援未来応援基金については、有価証券による運用の規定は設けているものの、基本的には定期預金な

ど流動性の高い預金による管理を想定している、との説明がありました。

また、委員からは、基金の初年度の積立予定額とその財源はどのようになっているのか、との質疑があり、理事者からは、令和7年度3月補正予算案において15億円を当初積立額として計上しており、その財源は令和7年度一般会計の財源を充てる予定としている、との説明がありました。

さらに、委員からは、基金の活用予定について質疑があり、理事者からは、令和8年度当初予算において4億8,603万4,000円を生活支援未来応援基金から一般会計に繰入れることとしており、なるとまると子育て応援パッケージ事業、なるとうずっ子学力向上パッケージ事業、地域防災リーダー養成事業をはじめとする危機管理対策及び地域経済対策などの財源として活用する予定である、との説明がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

---

次に、「議案第19号 鳴門市債権管理条例の制定について」は、債権管理の全体的な方針を示し、適正な管理を行うため、新たに条例を制定するものであります。

委員からは、今後の債権放棄の見込みについて質疑があり、理事者からは、公債権については時効の援用を要しないことから時効期間の経過により欠損処理となる一方、私債権については権利を放棄する場合には議会の議決が必要であることから、現在はできる限り徴収に努めており、現時点で具体的な債権放棄の予定はないが、この条例が可決された場合には、この条例に基づき庁内で審査した上で債権放棄の手続きに入る案件が出てくるものと考えている、との説明がありました。

次に、委員からは、これまでは要綱に基づき市の債権を管理してきたとのことであるが、この条例の制定によりこれまでの運用と違いは生じるのか、との質疑があり、理事者からは、各所属間で債務者等の情報の利用が可能になる点や、債権放棄を行った場合の議会への報告が義務付けられる点に違いがある、との説明がありました。

さらに、委員からは、福祉施策との整合性にも十分配慮してほしい、との意見がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

---

次に、「議案第20号 鳴門市火災予防条例の一部改正について」は、省令等の改正に伴い、条例で設置基準等を定める火気設備について、新たに簡易サウナ設備を加えるなど、所要の改正を行うものであります。

委員からは、市内における簡易サウナ設備の設置状況は把握しているのか、との質疑があり、理事者からは、簡易サウナ設備の設置状況は把握していないが、一般サウナ設備を備えた施設は市内に13施設あることを確認している、との説明がありました。

次に、委員からは、簡易サウナ設備に関する安全管理の周知はどのように行っているのか、との質疑があり、理事者からは、簡易サウナ設備は従来のサウナ設備より基準が緩和されていることから火災への影響は比較的少ないと考えているが、ホームページ等により安全管理の啓発を行っていきたい、との説明がありました。

また、委員からは、簡易サウナ設備に関する届出様式の整備状況について質疑があり、理事者からは、簡易サウナ設備と一般サウナ設備を区分した新たな様式を作成する、との説明がありました。

次に、委員からは、市内の一般サウナ設備への立入検査の実績について質疑があり、

理事者からは、東京で発生したサウナ設備の火災を受け、各一般サウナ設備を設置する施設に立入検査を実施した、との説明がありました。

さらに、委員からは、サウナ設備への立入検査を定期的実施する予定はあるのか、との質疑があり、理事者からは、市内には消防設備が約2,500施設あることからサウナ設備のみを対象とした定期的な検査は難しいが、各施設への立入検査の中で確実に対応していきたい、との説明がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

---

次に、「議案第30号 訴訟上の和解について」は、本市の消防本部においてハラスメント事案があったとして、市に国家賠償を求める訴えが提起された件について、裁判所の和解勧告に従い、和解を締結するにあたり、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

委員からは、原告からの相談への対応について質疑があり、理事者からは、今回の事案の当事者双方から複数回の聞き取りを行い、原告に対して丁寧に説明を行い、最終的にはハラスメント防止対策委員会において5回の審議を行った結果、パワーハラスメントには該当しないと判断し、当時の消防長から当該行為を行った職員に口頭注意を行い、その結果を原告に書面で通知した、との説明がありました。

さらに、委員からは、ハラスメント防止対策委員会の結果を不服として訴訟が提起されたのか、との質疑があり、理事者からは、原告がその判断を不服として訴訟を提起したものである、との説明がありました。

次に、委員からは、市の一般財源から和解金30万円を支払うのはいかななものか、との意見があり、理事者からは、和解金は市の一般財源から支払うこととなるが、国家賠償法の規定に基づき、職員に故意又は重大な過失が認められる場合には当該職員に対して求償権を有することから、和解成立後に必要に応じて求償権の行使の是非を判断していきたい、との説明がありました。

また、委員からは、訴訟提起後の対応及び今後の再発防止策について質疑があり、理事者からは、裁判の過程でハラスメント防止対策委員会に提出された資料とは異なる資料等が提出され、裁判所からは当該行為について緊急性や必要性が認められないとの指摘もあったことから、本市としては裁判所の和解案を受け入れ、早期解決を図るとともに、今後は再発防止に向けた取組みを進めていきたい、との説明がありました。

委員会では、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決いたしました。

---

以上が、当委員会の審査概要であります。

ご賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。